

ゆとり～とライン

# ガイドウェイバス志段味線

## 平成22年度安全報告書



平成23年(2011年)8月

名古屋ガイドウェイバス株式会社

## 1 安全報告書の公表にあたって

このたびの東日本大震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

いつもゆとりーとラインをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

ガイドウェイバス志段味線は、平成13年3月23日に大曾根～小幡緑地間6.5kmで営業を開始して以来、今年の3月23日に10周年を迎えました。ガイドウェイバスは鉄道とバスの利点を組み合わせたシステムで、道路の中央分離帯上に設けた高架専用軌道を、車両の前後輪に取り付けた案内装置の誘導で走り、鉄道としての定時・高速走行を確保するとともに、さらに一般道路を同一車両で連続して走行できるデュアルモードで運行しています。平成22年度は1日約9,800人ものお客様にご利用いただきました。

今年の2月11日からIC乗車券マナカの導入を行い、ゆとりーとライン高架区間と名古屋市営地下鉄・市バスとの間で乗継割引や割引連絡定期券を新設し、ゆとりーとラインがお客様にとってさらに利便性が高くなったことを積極的にPRし利用促進を図ってまいります。

交通事業者として、お客様の安全をすべてに優先させることが最も基本的なサービスであり、お客様の尊い命をお預かりしている意識を常に持ち、安全・安心を最優先として運行を続けてまいります。

この報告書は、軌道法に基づき輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について、ご理解をいただくために公表するものです。本報告書の内容や弊社の安全の取り組みについて、皆様のご意見をお寄せいただければ幸いです。

名古屋ガイドウェイバス株式会社

代表取締役社長 杉原 高行

## 2 基本的な方針

### (1) 安全方針、行動規範

当社は社長、役員、社員の一人一人がこの安全方針に基づき、安全輸送の確保に全力で取り組みます。

#### 名古屋ガイドウェイバス株式会社 安全方針

名古屋ガイドウェイバス株式会社は、全社員が、安全な輸送の確保が公共交通の最大の使命であることを認識し、お客様がいつでも安心してご利用いただけるよう、一丸となって安全・安心で快適な輸送の提供に努めます。

- 1 すべての業務の遂行にあたり、安全の確保を最優先いたします。
- 2 社員一人ひとりが関係法令に習熟し、遵守いたします。
- 3 輸送の安全を守るための業務を絶えず見直し改善し、安全の向上に努めます。

平成23年6月10日

名古屋ガイドウェイバス株式会社 代表取締役社長  
杉原 高行

また日々の具体的な安全に関わる行動規範を以下のように定め周知、徹底しています。

#### 行 動 規 範

- ① 安全の確保を最優先とし、一致協力して輸送の使命を達成することに努める。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程類(以下「関係法令等」という。)をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
- ④ 職務の実施に当たり、憶測によらず確認の励行に努め、疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱を行う。
- ⑤ 事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、相互に協力して速やかに安全かつ適切な処置をとる。
- ⑥ 安全に係る情報は、迅速かつ正確に関係箇所に伝達し、その共有化を図る。
- ⑦ 常に問題意識を持って行動し、業務の見直しが必要な場合は、積極的に対処する。

(2) 安全重点施策等

第3次輸送安全目標(平成21年度～23年度)

ア 定量的な目標

表-1

項目	
運転事故(衝突・脱線・火災)	ゼロ
人身事故	ゼロ
輸送障害	ゼロ
インシデント	ゼロ
災害	被害を最小限に食い止める

イ 定性的な目標

毎年度の安全重点施策による。

〈平成22年度名古屋ガイドウェイバス株式会社安全重点施策〉

① 安全に関する教育及び訓練の充実

乗務員、駅務員、施設・車両関係職員等の各種教育訓練を、計画的に実施し、安全に関する知識及び技能の向上を図る

② 指差確認称呼などの基本動作及び規程の遵守

職制による車両添乗・現場巡回を年間を通じて実施し、規程等に則った指差確認称呼実施状況などを確認・指導する

③ 事故防止意識の徹底

7月、10月に事故防止強化旬間を設定し、安全統括管理者、運輸部長による職場巡回を実施する。あわせて現場職員との円滑なコミュニケーション作りを行う。

④ 安全に関する情報の共有化及びコミュニケーションの確保

毎週、週初めに行っている役員を含めた係長以上の「常会」での情報提供と報告等によって円滑なコミュニケーションに努める

⑤ 安全マネジメント態勢の確立と推進

安全方針の周知状況、重点施策の進捗状況を把握する。

安全マネジメント態勢が、適切に確立・実施・維持・機能していることを確認するため、内部監査を実施する。

施策として毎年、年度末に当該年度の安全を振り返り、次年度の月間毎の重点安全目標を定めて実施しています。平成22年度は表－2のとおりです。

(3) 平成22年度 事故防止等重点目標(年間目標)

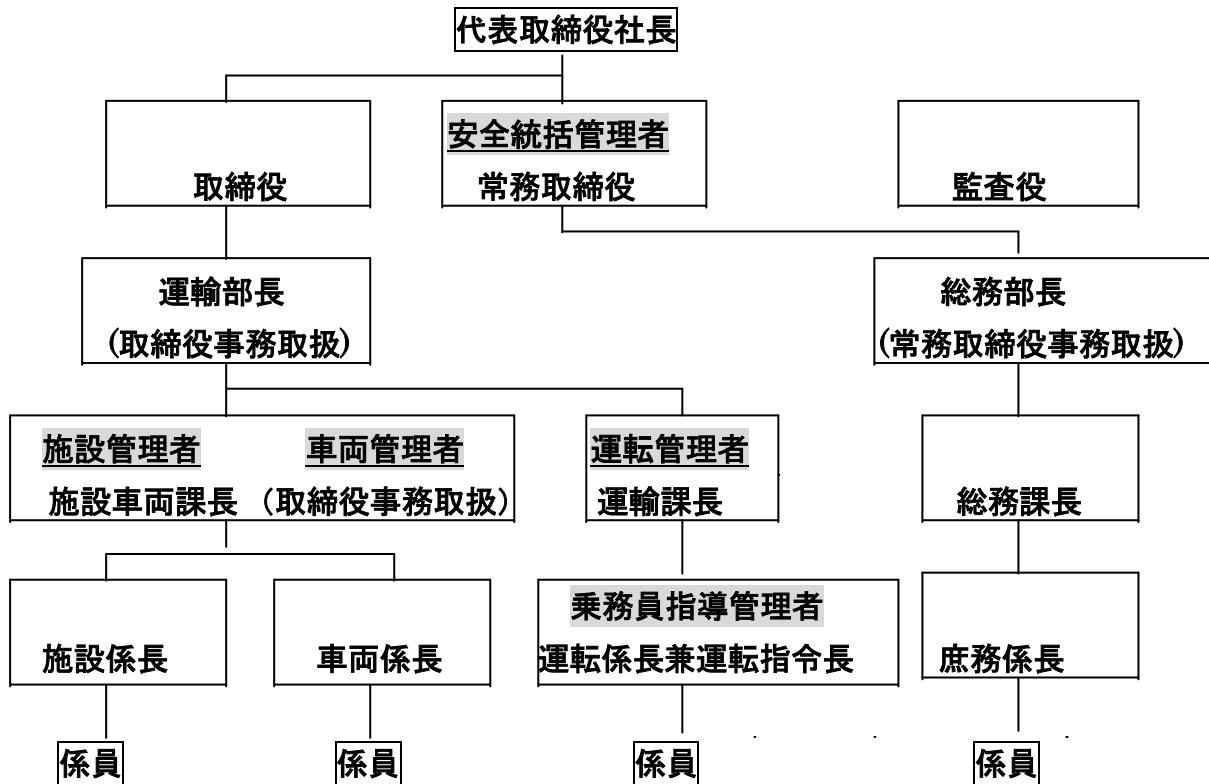
表－2

月別	目 標	実 施 事 項
4	交通弱者保護の徹底 子どもと高齢者の交通事故防止 ドア開閉時の事故防止 ※ 春の全国交通安全運動 (4月6日～4月15日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新入学児童、園児の交通安全、高齢者及び身体障害者の保護と運転マナーの向上、並びに人にやさしい「思いやり運転・混雑時の車内整理案内」の励行</li> <li>○ 運転取扱における基本動作の励行(着座確認して発車)</li> <li>○ ドア開閉時、乗降客の安全確認、(声かけ)ドア挟撃事故の防止</li> <li>○ モニター表示時刻を確認、正確に発車すること</li> </ul>
5	軌道内、標識確認厳守の徹底 ドア開閉時の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正確な確認称呼の徹底による安全運転(車内放送音量の適正)</li> <li>○ ドア開閉時、乗降客の安全確認、(声かけ)ドア挟撃事故の防止</li> <li>○ 高齢者、子ども、身体障害者に対する配慮、特に発車時、停車時安全確認のため(声かけ)積極的に実施し、反動による事故の撲滅</li> </ul>
6	※ サービス強調月間 雨期の接客サービス及び 事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ありがとうございました。」の励行</li> <li>○ 車内温度に配慮し快適な乗り心地を提供</li> <li>○ 案内装置操作盤の軌道モードランプ(緑色)の確認</li> </ul>
7	漫然運転の防止 ※ 夏の全国交通安全運動 ※ 事故防止強化旬間 (7月1日～7月7日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 猛暑により注意力が散漫とならないよう、一層慎重な運転に努める</li> <li>○ 健康管理の徹底「十分な睡眠、適度な運動」による安全運転の徹底</li> <li>○ 車内客の動向に注意(特に高齢者、子ども)</li> </ul>
8	軌道内、標識確認厳守の徹底 ドア開閉時の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ドア開閉時、乗降客の安全確認、(声かけ)ドア挟撃事故の防止</li> <li>○ 指差称呼で、曲線部及び駅進入時の速度制限厳守</li> <li>○ モニター表示時刻を確認、正確に発車すること</li> </ul>
9	高齢者の事故防止 ※ 秋の全国交通安全運動 (9月21日～9月30日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車内状況を把握し、的確な運転操作</li> <li>○ 案内装置操作盤の軌道モードランプ(緑色)の確認</li> <li>○ 乗客の乗車、降車時、その動向に注意し安全確認と車内放送等による乗客への注意喚起、着席誘導により発進反動、制動反動による事故防止</li> </ul>
10	機能変換操作(案内輪) 発車合図の確認 安全速度の励行 ※ 事故防止強化旬間 (10月10日～10月20日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モードインターチェンジにおいて案内輪が正常に作動しているか確認</li> <li>○ モードインターチェンジでの「発車ブザー」確認の厳守</li> <li>○ 軌道区間内、曲線部及び駅進入時の速度制限厳守</li> </ul>

11	軌道内、標識確認厳守の徹底 駅進入時の安全確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正確な確認称呼の徹底による安全運転・運転マナーの向上</li> <li>○ 駅構内における待合客の動向に注意・安全確認の励行</li> <li>○ モニター表示時刻を確認、正確に発車すること</li> </ul>
12	※ 年末の全国交通安全運動 (12月1日～12月10日) ※ 年末年始安全総点検の実施 (12月10日～1月10日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転の厳禁「高めようモラル・守ろうルール」運転マナーの向上</li> <li>○ 健康管理の徹底「特に飲酒・疾病・睡眠不足・過労をさける」</li> <li>○ 案内装置操作盤の軌道モードランプ(緑色)の確認 (実施計画詳細は、別途通知)</li> </ul>
1	※ サービス強調月間 積雪・凍結時の事故防止 エコドライブの実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 接客サービスの向上「感謝の気持ち・謙虚な態度・笑顔の対応」の徹底</li> <li>○ 軌道内路面状況の把握・安全速度の厳守</li> <li>○ やさしい発進、加減速の少ない運転の実施</li> </ul>
2	積雪・凍結時の事故防止 車内事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホーム・乗降口・床面凍結による乗客転倒事故防止(注意を呼びかけ)</li> <li>○ 滑らかな運転操作による安全運転の徹底</li> <li>○ 車内状況を把握し、的確な運転操作</li> </ul>
3	軌道内、標識確認厳守の徹底 車内事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指差称呼で、曲線部及び駅進入時の速度制限厳守</li> <li>○ 高齢者、子ども、身体障害者に対する配慮、特に発車時、停車時安全確認のため(声かけ)積極的に実施し、反動による事故の撲滅</li> <li>○ 案内装置操作盤の軌道モードランプ(緑色)の確認</li> </ul>

### 3 安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の役割を明確にしています。



表一3

役 職	役 割
取締役社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者(常務取締役)	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運輸管理者(運輸課長)	安全統括管理者の指揮のもと、運転に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者 (運転係長兼運転指令長)	運輸管理者の指揮のもと、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する
施設管理者 (施設車両課長)	安全統括管理者の指揮のもと、軌道施設に関する事項を統括する
車両管理者 (施設車両課長)	安全統括管理者の指揮のもと、車両に関する事項を統括する。
総務部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資・財務・要員に関する事項を統括する。
監査役	輸送の安全の確保状況の確認に関しては、監査役が業務監査において実施する。

#### 4 事故等の発生状況と再発防止措置

平成22年度の事故等の発生状況

表-4

事故等の種類	件数
運転事故	0件
輸送障害	8(0)件
災害	0件
インシデント	0件

(注)事故等の種類は軌道法、省令等に定められた種類をさします。

運転事故：車両衝突事故、車両脱線事故、人身障害事故等をいいます。

輸送障害：車両の運転を休止したもの、または30分以上の遅延が生じたものをいいます。

※輸送障害の( )内の数字は30分以上の遅延が生じた件数で内数です。

災害：地震や暴風雨、豪雪などにより軌道施設または車両に生じた被害をいいます。

インシデント：運転事故が発生するおそれがあると認められる事態をいいます。

#### 5 行政指導等に対する措置の状況

行政指導等はありませんでした。

#### 6 安全確保のための措置

##### (1) 人材

日頃、職場内研修で安全教育に務めています。また、行政当局、社団法人日本民営鉄道協会、中部鉄道協会、財団法人鉄道総合技術研究所等の講習会、研修等に積極的に参加して情報収集、職員の質の向上に努めています。

① 平成22年度には新たに8人の無軌条電車運転免許教習を行いました。

平成23年3月末で、無軌条電車運転免許取得者は、計79名です。

② 集合研修

事業所に出向いて集合教育を6月21日から6月25日と11月22日から11月26日にかけて、2回実施し延べ159名の乗務員を対象に実施しました。



集合研修



## (2) 資金

平成22年度の軌道・車両などの維持管理、修繕費等として、事業営業費に対する割合は表－5のとおりです。

軌道・車両などの維持管理、修繕費等の事業営業費に対する割合

表－5

平成21年度	平成22年度
約18%	約7%

今回から正確な評価ができるよう算出基準を変更しました。

## (3) 訓練

車両火災乗客避難訓練・推進運転訓練

車両火災を想定した乗客避難訓練および車両の運行不能時の後続車両との連結による推進運転の訓練を実施しました。



車両火災乗客避難訓練



推進運転訓練

## (3) 点呼状況・車両日常点検状況の視察

年末年始安全総点検実施中に、安全統括管理者等が運行委託事業者に出向き点呼及び車両の出庫前点検等が確実に実施されているか視察を行いました。



#### (4) 営業規則等の改正

平成23年2月11日ICカード(マナカ)導入に伴い旅客営業規則・旅客営業取扱細則の改正を行いました。

#### (5) 従業員との対話等

- ① 他の乗務員の模範となる乗務員に対して行う優良乗務員表彰制度に基づき、ガイドウェイバス開業記念日の平成23年3月23日に3人を表彰しました。



表彰式

- ② 少人数の会社のため、日々の会話などから意見を汲み取り、毎週開催の役員を含めた係長以上の「常会」での情報提供と報告などから意見交換し業務に反映するように努めています。

### 7 利用者のコミュニケーション等

#### (1) 利用者からの意見

- ① ナゴヤドームの野球ナイター終了時にナゴヤドーム前矢田駅において多客時の安全確保のため、昨年度に続き警備員を配置し案内整理を務めるようにしました。

#### (2) 利用者への情報提供

- ① 公共交通機関へのテロ対策、防犯ポスターを各駅、管理センターに掲示し、利用者等への協力を要請しました。



掲示したテロ対策・防犯ポスター

- ② 沿線の愛知教育大学附属名古屋小学校の児童生徒の皆さんが描いた安全乗車・マナー等のポスターを、大曽根駅や砂田橋駅のコンコースに掲示しお客様への啓発を行ないました



児童生徒が描いたポスターの一例

(3) 関係者との協議

(社)日本民営鉄道協会の呼びかけによる「こども110番の駅」として、引き続き平成22年度も大曽根駅にステッカーを掲示して対応しております。



大曽根駅の「こども110番の駅」ステッカー

輸送の安全確保には法令の遵守とともに自らも振り返り、一層の軌道事業の安全・信頼の向上に努めてまいります。

また、お客さまの声を“かたち”として反映し、さらなる輸送の安全の向上に役立てたいと思いますので、積極的なご意見をいただければ幸いです。

ありがとうございました。

連絡先

名古屋ガイドウェイバス株式会社

〒463-0801

名古屋市守山区竜泉寺二丁目301番地

TEL(052)758-5620 FAX(052)758-5621

<http://www.guideway.co.jp/>